

プレスリリース

平成 1 4 年 1 2 月 2 6 日
食 糧 庁

平成 1 4 年国内産米穀のカドミウム調査の結果について

本資料は、平成 1 4 年国内産米穀を対象として食糧庁が実施したカドミウムの調査結果を取りまとめたものである。

問い合わせ先：食糧庁

代表 03(3502)8111

計画流通部消費改善課品質管理室

直通 03(3501)3796

室 長 角 谷 徳 道 内 線 5847

課長補佐 江 田 誠 一 内 線 5839

計画流通部流通課

課長補佐 浅 沼 智 内 線 5734

1 調査結果の概要

- (1) 平成14年産米カドミウム調査については、重点調査415点（前年より4点増）、要請調査530点（前年より426点増）、計945点（前年より430点増）の米について調査を実施した。
- (2) その結果、1点（昨年は2点）から食品衛生法に定められた基準である1.0ppm以上の濃度のカドミウムが、また30点（昨年は33点）から、安全性に問題はないが消費者感情に配慮して食糧庁が買入れ非食用に処理している0.4ppm以上1.0ppm未満の濃度のカドミウムが検出された。
- (3) これらの米については、すべて、他の米と混ざらないよう仕分けされ農協の倉庫に保管されており、市場に出回ることはない。今後、1.0ppm以上のカドミウムを含む米については、地元自治体が焼却処分に、0.4ppm以上1.0ppm未満のカドミウムを含む米については、食糧庁が買入れ、工業用ノリ等として処分することとしている。

平成14年産米カドミウム調査結果（概要）

（単位：点）

	重点調査	要請調査	計
分析点数	415 (411)	530 (104)	945 (515)
うち 1.0ppm 以上	0 (2)	1 (0)	1 (2)
0.4ppm 以上 1.0ppm 未満	23 (33)	7 (0)	30 (33)
0.4ppm 未満	392 (376)	522 (104)	914 (480)

注：（ ）内は13年産米調査結果

2 調査結果

(1) 重点調査

都道府県名	市町村名	分析試料点数	0.4ppm 以上 1.0ppm 未満 検出点数	1.0ppm 以上 検出点数
青森県	車力村	4	0	0
宮城県	築館町	4	0	0
	栗駒町	8	0	0
	鶯沢町	5	1	0
	金成町	1	1	0
	迫町	2 5	0	0
	石越町	6	0	0
山形県	尾花沢市	5	0	0
	米沢市	7	0	0
	南陽市	8	0	0
福島県	郡山市	2 3	0	0
	いわき市	4 0	0	0
	熱塩加納村	4	0	0
	西会津町	1 6	0	0
	塩川町	2	0	0
	湯川村	2 2	0	0
	河東町	2 5	0	0
群馬県	安中市	2	0	0
長野県	白馬村	4 4	2	0
新潟県	豊栄市	5	0	0
	水原町	8	0	0
	新発田市	2 1	0	0
	五泉市	5	1	0
	村松町	1 1	0	0
富山県	朝日町	3 0	0	0
	魚津市	2 3	0	0
福岡県	大牟田市	5 4	1 8	0
	北九州市	7	0	0
合計(9県)	28 市町村	4 1 5	2 3	0

(2) 要請調査

都道府県名	分析試料点数	0.4ppm以上1.0ppm未満の検出点数	1.0ppm以上の検出点数
青森	26	0	0
岩手	4	0	0
山形	10	6	1
福島	7	0	0
栃木	36	0	0
群馬	2	0	0
埼玉	14	0	0
千葉	5	0	0
東京	1	0	0
神奈川	2	0	0
新潟	59	0	0
石川	3	0	0
山梨	12	0	0
長野	17	0	0
岐阜	21	0	0
静岡	8	0	0
愛知	11	0	0
三重	12	0	0
滋賀	8	0	0
京都	6	0	0
大阪	4	0	0
兵庫	19	0	0
奈良	8	0	0
和歌山	4	0	0
鳥取	6	0	0
島根	8	0	0
岡山	5	0	0
広島	1	0	0
徳島	14	0	0
香川	31	0	0
愛媛	39	1	0
高知	21	0	0
福岡	16	0	0
佐賀	21	0	0
長崎	6	0	0
熊本	14	0	0
大分	6	0	0
宮崎	31	0	0
鹿児島	12	0	0
合計(39都府県)	530	7	1

注 1

注 2

注 1 山形県の調査結果のうち、0.4ppm以上1.0ppm未満のカドミウムが検出された6点及び1.0ppm以上のカドミウムが検出された1点は、いずれも最上町で採取したサンプルから検出されたものである。
(詳細は12月11日に公表済み)

注 2 愛媛県の調査結果のうち、0.4ppm以上1.0ppm未満のカドミウムが検出された1点は、西条市で採取した12点のサンプルから検出されたものである。

3 今後の対応等

1.0ppm以上のカドミウムが検出された米については、全量出庫留保されており、今後、自治体において焼却処分されることとなっている。

また、0.4ppm以上1.0ppm未満のカドミウムが検出された米については、全量出庫留保されており、今後、生産者からの申込みに応じ、食糧庁が買入れ等を行い、非食用に処理する。

重点調査実施対象圃場については、次年産以降も調査対象とする（3年間0.4ppm以上のカドミウムが検出されなかった場合には対象から除外）。

調査結果を土壌改良、営農対策等必要な対策とつなげられるよう、県、関係機関との連携に努める。

（参 考）

カドミウムの調査の概要

1 重点調査

- ・ 平成9年産米以降の食糧庁等の調査において、0.4ppm以上のカドミウムが検出された米の生産者の圃場が所在する地域で生産される政府米又は政府米となる可能性のある米を対象とし、都道府県、市町村、JA等の出荷業者（以下「調査関係者」という）及び調査対象生産者の了解を得て実施
- ・ 分析結果が判明するまで、調査対象米の全量について出庫を留保
- ・ 3年間調査を実施し、その間0.4ppm以上のカドミウムが検出されなかった場合には、翌年産以降調査対象から除外

2 要請調査

- ・ 残留農薬の調査対象生産者又は調査関係者からカドミウムの調査の要請があった場合に関係者及び調査対象生産者の了解を得て実施
- ・ 分析結果が判明するまで、調査対象米の全量について出庫を留保
- ・ 0.4ppm以上のカドミウムが検出された場合には、翌年産から重点調査の対象として取り扱う